

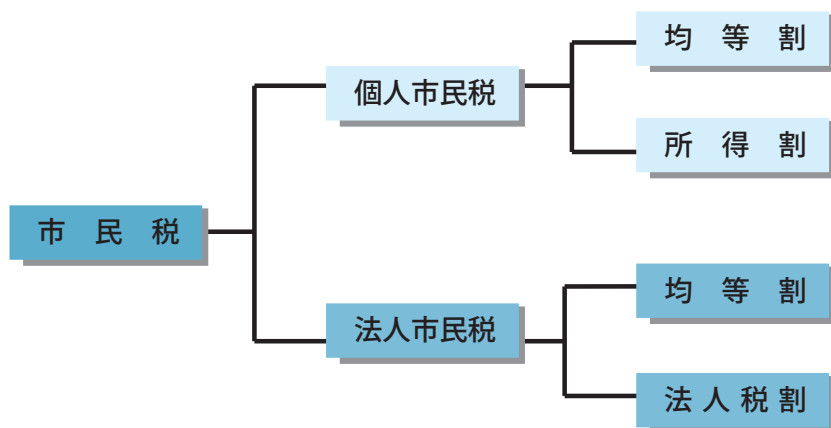
第2章 市税のあらまし

①市 民 税

市民税は、日常生活に結びついたさまざまな行政サービスに必要な費用を、できるだけ多くの市民の皆さんが分担し合うという、地方税の性格をよく表している税金です。

市民税には、個人にかかる個人市民税と、会社等の法人にかかる法人市民税とがあり、これらの市民税には、均等に負担する均等割と所得に応じて負担する所得割(法人の場合は法人税割)があります。

また、個人県民税については納税者や課税のしかたが個人市民税と同じなので、市県民税としてあわせて納めていただき、その分をいわき市から福島県に払い込んでいます。



(1) 個人市県民税

◆個人市県民税を納める人（納税義務者）

個人市県民税を納める人は、次の①又は②に該当する人です	納める税割	
	均等割	所得割
①その年の1月1日現在、市内に住所がある個人	○	○
②市内に事務所、事業所又は家屋敷を有するが住所はない個人	○	

※いわき市に住所を有するかどうか、又は事務所などを有するかどうかは、その年の1月1日（これを賦課期日といいます。）現在の状況で決められます。

◆個人市県民税がかからない人（非課税）

対 象 者	課税されない税割
- 生活保護法の規定による生活扶助を受けている人 - 障害者、未成年者、寡婦又はひとり親で前年の合計所得金額が135万円以下であった人	均等割・所得割
前年の合計所得金額が、次の算式で求められた金額以下の人 $28\text{万円} \times \{1 (\text{本人分}) + \text{同一生計配偶者及び扶養親族の数}\} + 10\text{万円} + 16\text{万8千円}$ ※同一生計配偶者及び扶養親族がない場合38万円	均等割
前年の総所得金額等が、次の算式で求められた金額以下の人 $35\text{万円} \times \{1 (\text{本人分}) + \text{同一生計配偶者及び扶養親族の数}\} + 10\text{万円} + 32\text{万円}$ ※同一生計配偶者及び扶養親族がない場合45万円	所得割

◆税額の計算

個人市県民税は次の手順により算出されます。

①所得金額の計算

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費等}} = \boxed{\text{所得金額}} \quad \dots\dots\dots \text{P9}$$

②課税所得金額の計算

$$\boxed{\text{所得金額}} - \boxed{\text{所得控除額}} = \boxed{\text{課税所得金額}} \quad \dots\dots\dots \text{P11}$$

③所得割額の計算

$$\boxed{\text{課税所得金額}} \times \boxed{\text{税率}} = \boxed{\text{算出所得割額}} \quad \dots\dots\dots \text{P13}$$

$$\boxed{\text{算出所得割額}} - \boxed{\text{調整控除額}} - \boxed{\text{税額控除等}} - \boxed{\text{配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額}} = \boxed{\text{所得割額}}$$

④均等割と個人市県民税の計算

$$\boxed{\text{所得割額}} + \boxed{\text{均等割額}} = \boxed{\text{個人市県民税額}} \quad \dots\dots\dots \text{P15}$$

※土地、建物などの資産および株式等の有価証券の譲渡所得、配当所得（分離課税を選択した場合）、退職所得、山林所得については、他の所得と分離して各々の計算方法により税額が算出されます。（分離課税）

①所得金額の計算

$$\boxed{\text{収入金額}} - \boxed{\text{必要経費等}} = \boxed{\text{所得金額}}$$

●所得の種類とその概要

所得の種類		所得の内容	所得金額の計算方法
総合課税所得	利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額
	配当所得	株式や出資金の配当など	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
	不動産所得	地代、家賃、権利金など	収入金額－必要経費
	事業所得	営業	収入金額－必要経費
		農業	収入金額－必要経費
	給与所得	給与、賃金、賞与など	収入金額－給与所得控除額又は特定支出控除額 P.10 参照
	雑所得	年金、恩給など（公的年金等）	収入金額－公的年金等控除額 P.10参照
		他の所得にあてはまらない所得	収入金額－必要経費
	一時所得	生命保険・損害保険契約の満期返戻金など	(収入金額－必要経費－特別控除額) × 1 / 2
分離課税所得	譲渡所得	短期	分離譲渡以外の資産の譲渡(5年以内保有の譲渡)
		長期	分離譲渡以外の資産の譲渡(5年超保有の譲渡)
	譲渡所得	短期	土地などの資産の譲渡(5年以内所有の譲渡)
		長期	土地などの資産の譲渡(5年超所有の譲渡)
	一般株式等の譲渡所得	株式等有価証券の譲渡	申告分離課税 P.17参照
	上場株式等の譲渡所得		
	上場株式等の配当等所得	株式や出資金の配当	収入金額－株式などの元本取得のために要した負債の利子
	先物取引	先物取引に係る雑所得等	収入金額－必要経費
	退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額) × 1 / 2
	山林所得	山林の伐採または譲渡による所得	収入金額－必要経費－特別控除額

※個人市県民税は、前年中の所得を基準として計算されます。ただし、退職所得については、退職金支払時にその支給額に応じて税額を計算し、退職金より差し引きます。

●非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として区分され、個人市県民税の対象になりません。

代表的な非課税所得

- ・ 傷病者や遺族などが受け取る恩給、年金など
- ・ 給与所得者の出張旅費、通勤手当（通勤手当は一定の限度額まで）
- ・ 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- ・ 雇用保険の失業等給付
- ・ 障害者等の少額預金及び少額公債（それぞれ元本350万円以下）の利子
- ・ 児童手当、児童扶養手当

●給与所得の計算

給与所得については、必要経費にかわるものとして給与所得控除額を収入金額から差し引くことになっています。給与所得の金額は、給与の収入金額に応じて次のように計算されます。

(速算表)

給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	
から	まで		
～650,999円まで		0円	
円 651,000	円 1,899,999	給与等の収入金額の合計額から650,000円を控除した金額	
1,900,000	3,599,999	A×4×70%-80,000円	(Aの算出方法) 給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。
3,600,000	6,599,999	A×4×80%-440,000円	
6,600,000	8,499,999	収入金額×90%-1,100,000円	
8,500,000円以上		収入金額-1,950,000円	

【所得金額調整控除】

所得金額調整控除:給与等の収入金額が850万円を超え、子ども・特別障害者を有する場合
＝(給与等の収入金額－850万円)×10％
※給与等の収入金額が1,000万円を超える場合は1,000万円

●公的年金等の所得の計算

公的年金等の収入金額から公的年金控除額を差し引いたものが、所得として取り扱われます。公的年金等の所得の金額は公的年金の収入金額に応じて次のように計算されます。

年 齢	収 入 金 額 (円)	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額(円)		
		1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
6 5 歳 以 上 (昭和36年1月1日以前に生まれた方)	～3,299,999	収入金額－1,100,000	収入金額－1,000,000	収入金額－900,000
	3,300,000～4,099,999	収入金額×75％－275,000	収入金額×75％－175,000	収入金額×75％－75,000
	4,100,000～7,699,999	収入金額×85％－685,000	収入金額×85％－585,000	収入金額×85％－485,000
	7,700,000～9,999,999	収入金額×95％－1,455,000	収入金額×95％－1,355,000	収入金額×95％－1,255,000
	10,000,000～	収入金額－1,955,000	収入金額－1,855,000	収入金額－1,755,000
6 5 歳 未 満 (昭和36年1月2日以降に生まれた方)	～1,299,999	収入金額－600,000	収入金額－500,000	収入金額－400,000
	1,300,000～4,099,999	収入金額×75％－275,000	収入金額×75％－175,000	収入金額×75％－75,000
	4,100,000～7,699,999	収入金額×85％－685,000	収入金額×85％－585,000	収入金額×85％－485,000
	7,700,000～9,999,999	収入金額×95％－1,455,000	収入金額×95％－1,355,000	収入金額×95％－1,255,000
	10,000,000～	収入金額－1,955,000	収入金額－1,855,000	収入金額－1,755,000

※6 5 歳以上であるかどうかは、前年の1 2 月 3 1 日現在の年齢で判定します。

【所得金額調整控除】

所得金額調整控除:給与所得及び公的年金等の雑所得があり、その合計額が10万円を超える場合
＝(給与所得＋公的年金等雑所得)－10万円
※給与所得及び公的年金等雑所得が1 0 万円を超える場合は1 0 万円

②課税所得金額の計算

所得金額

－

所得控除額

=

課税所得金額

課税所得金額とは、所得金額から所得控除の合計額を差し引いたものです。所得控除の種類と概要は次のとおりです。

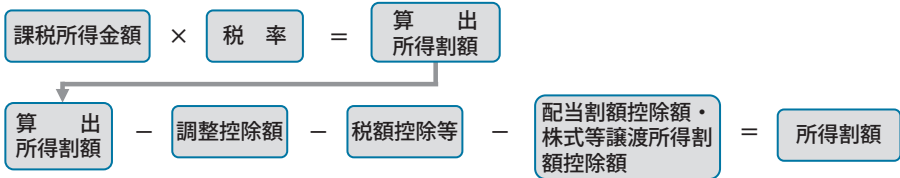
控除の種類	控 除 の 内 容	控 除 額	
雑 損 控 除	前年中に災害・盗難・横領などにより資産に損害をうけた場合	次のいずれが多い方の額 ①損害の金額－保険金等により補てんされる金額 －（総所得金額等×10%） ②災害関連支出の金額－5万円	
医 療 費 控 除 (重複適用は不可)	本人や生計を一にする親族のために前年中に多額の医療費を支払った場合 (セルフメディケーション税制) 健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（※）を行う個人が本人または生計を一にする配偶者その他の親族の一定のスイッチOTC医薬品の購入対価を前年中に支払った場合 ※健康診査、予防接種、定期健康診断、特定健康診査、がん検診	(支払った医療費－保険金などで補てんされる金額) －（総所得金額等の5%または10万円のいずれか少ない方の金額）（限度額200万円） (スイッチOTC 医薬品購入費-保険金などで補てんされる金額) -12,000円（限度額88,000円）	
社会保険料控除	前年中に健康保険・雇用保険・介護保険・国民年金・厚生年金などの保険料を支払った場合	支払った保険料の全額	
小規模企業共済等掛 金 控 除	前年中に小規模企業共済制度に基づく掛金または確定拠出年金法に基づく個人型年金加入者掛金若しくは地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金を支払った場合	支払った保険料の全額	
生命保険料控除	①旧生命保険料または旧個人年金保険料(平成23年12月31日以前契約締結)を支払った場合		
	支払った保険料の金額	控除額	
	15,000円以下	支払った保険料の全額	
	15,001円以上 40,000円以下	支払額×1/2+7,500円	
	40,001円以上 70,000円以下	支払額×1/4+17,500円	
	70,000円を超える場合	35,000円	
	②新生命保険料または新個人年金保険料または介護医療保険料を支払った場合(平成24年1月1日以降契約)		
	支払った保険料の金額	控除額	
	12,000円以下	支払った保険料の全額	
	12,001円以上 32,000円以下	支払額×1/2+6,000円	
	32,001円以上 56,000円以下	支払額×1/4+14,000円	
	56,000円を超える場合	28,000円	
	③同種類の旧契約・新契約の両方の支払がある場合、①と②の計算式の合計額（上限28,000円）		
	④生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料、全ての支払がある場合、適用限度額70,000円 ※保険料は支払った保険料等の合計額から余剰金・割戻金の合計額を除いた額		
	地震保険料控除	地震保険料を支払った場合	
加入している保険		支払った保険料の金額	地震保険料控除額
①地震保険料		50,000円以下	支払額×1/2
		50,000円を超える場合	25,000円
②旧長期損害保険料 (平成18年12月31日までに契約したもので満期返戻金があり、保険期間10年以上)		5,000円以下	支払った保険料の全額
		5,001円～15,000円	支払額×1/2+2,500円
		15,000円を超える場合	10,000円
③支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方ある場合		①、②それぞれの方法で計算した金額の合計額 (最高限度額25,000円) ※1つの契約が、①、②のいずれにも該当するときは、いずれか一方のみ該当するものとして計算する。	
※保険料は支払った保険料等の合計額から余剰金・割戻金の合計額を除いた額			

障 害 者 控 除	本人又は控除対象配偶者・扶養親族に障害がある場合	
	特別障害（身障手帳 1～2 級、療育手帳 A 級など）	300,000円（同居の場合はさらに230,000円を加算）
	普通障害（身障手帳 3～6 級、療育手帳 B 級など）	260,000円

控除の種類	控 除 の 内 容	控 除 額				
寡 婦 控 除	本人が、次に該当する人	260,000円				
	①夫と死別後婚姻していない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の人 ②夫と離婚後婚姻していない人で、前年中の合計所得金額が500万円以下かつ子以外の扶養親族を有する人					
ひとり親控除	現に婚姻していない人又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次の要件を満たす人 (1) 生計を一にする子(前年中の総所得金額等が58万円以下)を有する (2) 前年中の合計所得金額が500万円以下の人	300,000円				
勤労学生控除	給与所得者のうち、本人が学生・生徒等であり、合計所得金額が85万円以下で、そのうち給与と所得以外の所得が10万円以下の場合	260,000円				
配 偶 者 控 除	本人の合計所得金額が1,000万円以下で、控除対象配偶者(生計を一にする配偶者で前年中の合計所得金額が58万円以下の人)を有する場合	納税義務者の合計所得金額				
		配偶者控除	～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円	10,000,001円～
		控 除 額				
		控除対象配偶者	330,000円	220,000円	110,000円	適用なし
		老人控除対象配偶者	380,000円	260,000円	130,000円	
配偶者特別控除	合計所得金額が1,000万円以下の納税義務者が、生計を一にする配偶者(他の納税義務者の扶養親族又は事業専従者を除く)を有する場合	控除対象配偶者以外の配偶者の場合				
		納税義務者の合計所得金額				
				～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円
				控 除 額		
		配偶者の合計所得金額	580,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
			1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
			1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
			1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
			1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
			1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円～1,300,000円	60,000円		40,000円	20,000円		
1,300,001円～1,330,000円	30,000円		20,000円	10,000円		
1,330,001円～	適用なし		適用なし	適用なし		

特定親族特別控除	生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族等（配偶者及び事業専従者を除く）で、前年の合計所得金額が58万円超123万円以下の人を有する場合	親族等の合計所得金額	控 除 額
		580,001円～950,000円	450,000円
		950,001円～1,000,000円	410,000円
		1,000,001円～1,050,000円	310,000円
		1,050,001円～1,100,000円	210,000円
		1,100,001円～1,150,000円	110,000円
		1,150,001円～1,200,000円	60,000円
		1,200,001円～1,230,000円	30,000円
扶 養 控 除	本人が扶養親族（生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が58万円以下の人）を有する場合		
	①特定扶養 （年齢19歳以上23歳未満の扶養親族）	450,000円	
	②老人扶養 （年齢70歳以上の扶養親族）	380,000円	
	③同居老親等扶養親族 （②のうち本人又は配偶者と同居している直系尊属）	450,000円	
	④一般扶養 （年齢16歳以上19歳未満又は、年齢23歳以上70歳未満の扶養親族）	330,000円	
※16歳未満の子にかかる扶養控除等は廃止となりました			
基 礎 控 除	合計所得金額に応じてそれぞれ右のとおり	納税義務者の合計所得金額	控除額
		2,400万円以下	43万円
		2,400万円超2,450万円以下	29万円
		2,450万円超2,500万円以下	15万円
		2,500万円超	適用なし

③所得割額の計算



●税率（所得割）

市 民 税	県 民 税
6 %	4 %

●税額控除

○調整控除

調整控除とは、税源移譲による所得税と個人市県民税の人的控除額の差に基づく負担増を調整するため、個人市県民税算出所得割額から次の額を減額するものです。

課税所得金額	減 額 措 置	
200万円以下	A 人的控除額の差の合計額	AとBのいずれかの小さい額の5%を算出所得割額から減額します。
	B 個人市県民税の課税所得金額	
200万円超	{人的控除額の差の合計額－（個人市県民税の課税所得金額－200万円）}×5%を算出所得割額から減額します。 ※ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円を算出所得割額から減額します。	

○配当控除

配当控除とは、株式の配当所得がある場合、算出所得割額から差し引かれるものです。

課 税 所 得 金 額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
種 別		市民税	県民税	市民税	県民税
利 益 の 配 当 等		1.6%	1.2%	0.8%	0.6%
証券投資 信託等	一般外貨建等証券投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%
	一般外貨建等証券投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%

○外国税額控除

所得割にかかる納税義務者が外国で得た所得について、その国の所得税等を課された時は、一定の方法により算出所得割額から外国税額が差し引かれます。

○住宅借入金等特別税額控除（住宅ローン控除）

平成21年以降に入居された方で所得税において住宅ローン控除の適用を受けており、所得税から控除しきれなかった額がある方が対象となります。

控除額は、次のアとイのいずれか小さい額となります。

ア 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれなかった額

イ 以下の居住開始年月に該当する控除額

◇ 平成26年3月まで

所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円、控除期間10年）

◇ 平成26年4月から令和3年12月まで

所得税の課税総所得金額等の7%（上限136,500円、控除期間10年）

◇ 令和4年1月から令和5年12月まで

所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円、控除期間13年）

◇ 令和6年1月から令和7年12月まで

所得税の課税総所得金額等の5%（上限97,500円、控除期間10年（認定住宅等の場合は13年）

※令和元年10月1日から令和4年12月31日までに居住を開始された方のうち、消費税率10%で住宅を取得された場合は控除期間が13年間となります。

※令和8年度より平成28年1月から令和7年12月までに居住を開始された方の場合には、以下の算定方法となります。

{所得税の課税総所得金額等＋(所得税の基礎控除額－48万円)}の5%(又は7%)
 ※5%の場合は上限97,500円、7%の場合は上限136,500円
 ※所得税の基礎控除額－48万円が0円未満の場合は0円

○寄附金税額控除

寄附金税額控除とは、地方公共団体、住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部、条例により指定された団体へ寄附した場合、算出所得割額から差し引かれるものです。

	地方公共団体(総務大臣の指定を受けたふさと納税)への寄附金	地方公共団体以外及び地方公共団体(総務大臣の指定を受けたふさと納税以外)への寄附金
対象寄附金	○ 都道府県又は市町村(総務大臣の承認を受けたふさと納税) ・ 寄附金の募集を適正に実施する地方団体で、返礼品を送付する場合、以下のいずれも満たす地方団体 ・ 返礼品の割合を3割以下 ・ 返礼品を地場産品とする地方団体	○ 県内に事務所を有する社会福祉法に規定された共同募金会又は日本赤十字社に対する寄附金 ○ 本市が地域における住民福祉の増進に寄与するものとして条例に指定した寄附金 ○ 都道府県又は市町村(総務大臣の承認を受けたふさと納税以外)
控除方式	税額控除方式	
控除率	①基本控除：[寄附金額(※1)－2,000円]×10%(市民税6%、県民税4%) ②特例控除(※2)：[寄附金額(※1)(ふさと納税分)－2,000円]×[90%－0～45%(所得税の限界税率)×1.021(※3)] (市民税3/5、県民税2/5) ※1 総所得金額等の30%を限度 ※2 ②の控除の限度額については、個人市県民税所得割額の20%(平成27年度分以前は10%) ※3 ×1.021については復興特別所得税の適用期間中の措置。	
	①＋②の適用	①のみ適用
適用下限額	2,000円	

④均等割と個人市県民税の計算

所得割額

+

均等割額

=

個人市県民税額

●均等割額

市	民	税	3,000円
県	民	税	2,000円

○森林環境税

令和6年度より均等割と併せ、国税として森林環境税1,000円が課税されます。

◆課税の特例

■退職所得

退職所得にかかる市県民税は、他の所得と分離して課税し、給与支払者が退職金から差し引いてその年の1月1日に居住する市町村に納めます。

計算方法は、次のとおりです。

$$(\text{退職金} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2}^{(*)} \times \text{税率}$$

*勤続年数が5年以内の法人役員（公務員を含む）については、2分の1を適用しません。

*勤続年数が5年以内の法人役員等以外については、退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について2分の1を適用しません。

・退職所得控除額

勤 続 年 数	退 職 所 得 控 除 額
20年以下	40万円×勤続年数(最低80万円)
20年を超えるとき	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※退職手当等の支払を受ける者が、在職中に障害者に該当することとなったことにより退職した場合は、上記退職所得控除の金額に100万円を加算した金額が控除されます。

■土地建物の譲渡所得

譲渡所得とは、個人が土地や建物を譲渡して得た所得のことをいい、所有期間により長期と短期に分かれます。

●長期譲渡所得……譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年を超える土地又は建物を譲渡した場合

課 税 長 期 譲 渡 所 得	計 算 式
一般長期譲渡所得	課税長期譲渡所得金額×(市民税3%、県民税2%)
軽減所得分（居住用財産等）の長期譲渡所得 6,000万円以下の部分	課税長期譲渡所得金額×(市民税2.4%、県民税1.6%)
6,000万円超の部分	課税長期譲渡所得金額×(市民税3%、県民税2%)

※課税長期譲渡所得金額＝収入金額－資産の取得費－譲渡の費用－特別控除額

●短期譲渡所得……譲渡した年の1月1日において、所有期間が5年以下の土地又は建物を譲渡した場合、次の算式により課税されます。

課税短期譲渡所得金額×

一般所得分の短期譲渡所得の場合	市民税5.4%、県民税3.6%
軽減所得分（収用等）の短期譲渡所得の場合	市民税3%、県民税2%

・特別控除額

特 例 が 受 け ら れ る 譲 渡	特別控除額
①収用などにより資産を譲渡した場合(措法33の4)	5,000万円
②居住用財産を譲渡した場合(措法35)	3,000万円
③特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合(措法34)	2,000万円
④特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合(措法34の2)	1,500万円
⑤農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合(措法34の3)	800万円

■一般株式等に係る譲渡所得・上場株式等に係る譲渡所得

株式等の譲渡による所得については、他の所得と分離して課税されます。

計算方法は次のとおりです。

※株式等に係る譲渡所得等の金額＝総収入金額（譲渡価格）－必要経費（取得費＋委託手数料）

$$\boxed{\text{株 式 等 に 係 る 譲 渡 所 得 等 の 金 額}} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 5\% \end{matrix} \quad (\text{市民税 } 3\%、\text{県民税 } 2\%)$$

■上場株式等の配当等所得

分離課税を選択した場合の上場株式等の配当等所得については、他の所得と分離して課税されます。計算方法は次のとおりです。

$$\boxed{\text{上 場 株 式 等 の 配 当 所 得}} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 5\% \end{matrix} \quad (\text{市民税 } 3\%、\text{県民税 } 2\%)$$

■先物取引に係る雑所得等

平成13年4月1日以後において、先物取引をし、かつ、差金等決済をした場合には、その先物取引による事業所得及び雑所得については、他の所得と分離して課税されます。

計算方法は次のとおりです。

$$\boxed{\text{先 物 取 引 に よ る 所 得}} \times \begin{matrix} \text{(税率)} \\ 5\% \end{matrix} \quad (\text{市民税 } 3\%、\text{県民税 } 2\%)$$

■山林所得

山林所得とは山林の伐採による所得（山林を伐採して譲渡したことによって生じる所得）又は山林の譲渡による所得（山林を伐採しないで立木のまま譲渡したことによって生ずる所得）のことをいいます。

ただし、山林をその取得の日以後5年以内に伐採し又は譲渡することによる所得は、事業所得又は雑所得となります。

計算方法は次のとおりです。

※課税山林所得＝収入金額－必要経費－特別控除額（50万円）

$$\boxed{\text{課 税 山 林 所 得}} \times 10\% \quad (\text{市民税 } 6\%、\text{県民税 } 4\%)$$

◆申告と納付

■申告

市では、申告などにより提出された課税資料をもとに、市民税の計算をします。

種 類	提 出 先	期 限	申 告 義 務 な ど
市県民税の申告書	市役所市民税課	3月15日	確定申告をした方、給与所得のみで勤め先から給与支払報告書が提出された方は、申告不要です。
所得税の確定申告書	税 務 署	3月15日	確定申告書の写しが、市に届きます。
給与支払報告書	市役所市民税課	1月31日	給与の支払者が提出します。

■納付

納税の方法には、各個人が6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて納める方法（普通徴収）と、給与支払者が6月から翌年5月まで12回に分けて毎月納税者の給与から差し引いて納める方法（特別徴収）とがあります。

また、平成21年10月から、65歳以上の公的年金を受給している方は、「公的年金等の所得に係る市県民税額」が公的年金からの特別徴収（引き落とし）の対象となりました。

公的年金からの特別徴収（引き落とし）の方法

※公的年金等に係る所得のみの場合

○65歳到達時等により初めて特別徴収（引き落とし）される年度

〔6月・8月〕

公的年金等の所得に係る市県民税額の半分を、2回に分けて普通徴収（自分で納付）で納めていただきます。

〔10月・12月・翌年2月〕

公的年金等の所得に係る市県民税額の残り半分を、3回に分けて年金支給時に特別徴収（引き落とし）します。

○特別徴収（引き落とし）されて2年目以降の年度

〔4月・6月・8月〕

前年度の公的年金等の所得に係る市県民税額の2分の1を3回に分けて、年金支給時に特別徴収（引き落とし）します。（仮徴収）

〔10月・12月・翌年2月〕

確定した当該年度の公的年金等の所得に係る市県民税額から、4月・6月・8月で仮徴収した額を差し引いた残りの額を、3回に分けて年金支給時に特別徴収（引き落とし）します。

市県民税の計算例

事 例	Aさん（会社員）の場合	
	家族構成……妻（43歳）：専業主婦	
	子2人（20歳・17歳）	
	・ Aさんの給与収入 ----- 4,780,000円	・ 給与所得 ----- 3,384,000円
	・ 支払った社会保険料 ----- 500,000円	・ 支払った新生命保険料 ----- 120,000円
	・ 支払った新個人年金保険料 ----- 120,000円	・ 支払った介護医療保険料 ----- 120,000円
	・ 支払った地震保険料 ----- 30,000円	

給与所得金額	4,780,000円×80%－440,000円＝3,384,000円 給与所得金額の詳細については10ページをご覧ください。	3,384,000円 ①
所得控除	社会保険料 500,000円 生命保険料 70,000円（限度額） 地震保険料 15,000円 配偶者控除 330,000円 扶養控除 330,000円（17歳） 特定扶養控除 450,000円（20歳） 基礎控除 430,000円	2,125,000円 ②
課税所得金額	① － ②（千円未満切り捨て）	1,259,000円 ③
所得割	市民税 ③ × 6% 県民税 ③ × 4%	75,540円 ④ 50,360円 ⑤
調整控除	市民税 9,900円 県民税 6,600円 ※調整控除額の詳細については、14ページをご覧ください。	9,900円 ⑥ 6,600円 ⑦
均等割	市民税 県民税	3,000円 ⑧ 2,000円 ⑨

Aさんの令和8年度の市・県民税の額は

市民税：75,540円(④)－9,900円(⑥)＋3,000円(⑧)＝68,600円(百円未満切り捨て)

県民税：50,360円(⑤)－6,600円(⑦)＋2,000円(⑨)＝45,700円(百円未満切り捨て)

計114,300円に森林環境税1,000円が併せて賦課徴収され、市・県民税及び森林環境税の合計税額として115,300円を徴収（本人納付）又は特別徴収（給与天引）によって納めていただきます。

退職したときの市県民税は？

Q

私は、令和8年8月に会社を辞めました。市県民税は退職するまで給料から天引きされていました。ところが、先日、令和8年度の市県民税の納税通知書が届きました。どうしてですか。

A

給与から市県民税が天引きされている人の場合は、令和8年度の年税額を令和8年6月から翌年5月までの12回に分けて納めていただいています。あなたの場合、退職のため令和8年9月から翌年5月までの分が給与から天引きできなくなりましたので、その分として納税通知書をお送りしました。

市外へ転出した場合の市県民税は？

Q

私は、令和8年2月にいわき市からA市に引っ越しました。ところが、令和8年度の市県民税の納税通知書がいわき市から送られて来ました。現在住んでいるA市に納税するのではないのでしょうか。

A

A市に納税とはなりません。

個人の市県民税は、毎年1月1日現在に住んでいる市町村で、その年度分の市県民税が課税されます。したがって、あなたの場合1月1日にいわき市に住んでいたため、令和8年度の市県民税はいわき市に納めることになります。

転入した場合の市県民税の所得証明・課税証明は？

Q

私は、令和8年3月1日にB市からいわき市へ転入しましたが、令和8年度の市県民税の所得証明書や課税証明書はいわき市でとることができませんか。

A

いわき市でとることはできません。

令和8年度の市県民税の所得証明書や課税証明書は原則として令和8年1月1日にお住いの市で発行されますので、あなたの場合は、B市へ請求していただくことになります。

妻のパート収入と税金との関係は？

Q

私の妻はパートで勤めに出ています。この場合、年収がどのくらいになると令和8年度の市県民税がかかるのですか。

A

奥様の税金は、パートの年間収入が103万円以下の場合は、市県民税は課税されません。

妻にパート収入があるとき

(夫の合計所得金額が1,000万円以下)

妻のパート収入	妻自身の市県民税	夫に適用される所得控除	
		配偶者控除	配偶者特別控除
103万円以下	かからない	受けられる	受けられない
103万円超～123万円以下	かかる	受けられる	受けられない
123万円超～201.6万円未満	かかる	受けられない	受けられる
201.6万円以上	かかる	受けられない	受けられない

※妻に扶養者がいない場合の計算です。

※配偶者控除および配偶者特別控除の詳細については12ページをご覧ください。

※所得税については、税務署へ確認してください。

亡くなった方の令和8年度の市県民税は？

Q

私の父は令和8年2月に死亡しましたが、6月に令和8年度の市県民税の納税通知書が送られて来ました。納めなければならないのですか。

A

納めなければなりません。

市県民税は、毎年1月1日現在、市内に住んでいる方に対し、前年中(前年の1月から12月まで)の所得に基づき、課税されます。

したがって、令和8年1月2日以降に死亡された方に対しても、令和8年度の市県民税は課税されますので、相続人が納税義務を引き継ぐことになります。

Q&A

ご質問にお答えします

所得がなくても申告が必要なの？

Q

先日、市役所から申告書が送られて来ましたが、昨年1年間は失業しており収入がありませんでした。それでも申告は必要でしょうか。

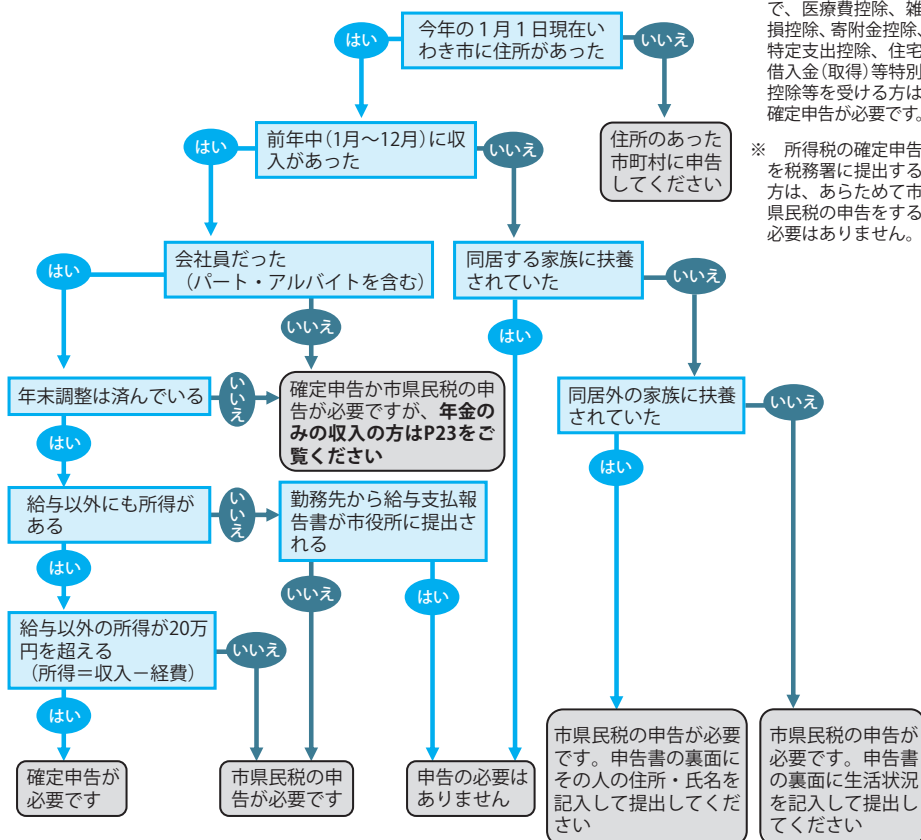
A

前年中収入がなかった場合でも、同居する家族に扶養されていた方以外は原則として個人市県民税の申告は必要になります。市県民税の申告書には、収入がなかった方に記入していただく欄があります。そちらにご記入のうえ提出してください。

なお、申告書の提出が期限後になりますと、所得証明書等の交付が遅れることがあります。

※ 給与所得のみの方で、医療費控除、雑損控除、寄附金控除、特定支出控除、住宅借入金(取得)等特別控除等を受ける方は確定申告が必要です。

※ 所得税の確定申告を税務署に提出する方は、あらかじめ市県民税の申告をする必要はありません。



公的年金を受けるようになったのですが？

Q

私は、昨年65歳になり公的年金を受けるようになりました。昨年中は収入が公的年金のみで148万円ありました。市県民税の申告は必要でしょうか。また、市県民税はかかるのでしょうか。

A

申告の必要はなく、市県民税もかかりません。

65歳以上で公的年金収入が148万円以下の方は、市県民税は非課税に該当しますので、申告の必要はありません。

なお、64歳以下で年金収入が98万円以下の方は、市県民税は非課税に該当しますので、申告の必要はありません。

ただし、公的年金を受給し、次に該当する方は、市県民税の申告が必要な場合があります。

- 例1 公的年金以外に他の収入があった方
- 2 「公的年金等の源泉徴収票」の配偶者及び扶養親族の欄等に変更のある方
- 3 公的年金合計額が下の表の金額を超える方

※1～3にあてはまる方や所得税が差し引かれている方等で、確定申告書を税務署に提出した場合は、あらためて市県民税の申告をする必要はありません。

(参考) 収入が公的年金のみの場合で市県民税がかからない方

納税者本人 事 例	64歳以下		65歳以上	
	均 等 割	所 得 割	均 等 割	所 得 割
本人のみの場合	980,000円以下	1,050,000円以下	1,480,000円以下	1,550,000円以下
妻がいる場合	1,470,667円以下	1,860,001円以下	1,928,000円以下	2,220,000円以下

(注) この表は、納税者が公的年金のみの収入の場合で、妻(69歳以下)は、収入がなく、他の納税義務者の扶養家族になっていないものとして計算しています。

※平成23年分から、収入が年金のみで収入額が400万円以下の方は所得税の確定申告が不要となりましたが、控除を追加する場合、または年金以外の収入があり、かつその所得の合計額が20万円以下の場合は、市県民税の申告が必要となりますのでご注意ください。

(2) 法人市民税

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人と、人格のない社団などにかかる税で、個人市民税と同様に、均等の額を負担していただく均等割と、法人等の利益に応じて負担していただく法人税割とがあります。

◆法人市民税を納める主な法人（納税義務者）

納 税 義 務 者	納める税割	
	均等割	法人税割
市内に事務所や事業所がある法人	○	○
市内に寮や保養所などのみをもつ法人	○	
公益法人等で収益事業を行わないもの	○	

◆税額の計算

均等割額

+

法人税割額

=

法人市民税額

①均等割額の計算

均等割額

=

税率

×

事業所等を有していた月数

12

・均等割の税率は、法人の資本金等の額と従業員数により次のように決められています。

資 本 金 等 の 額 ※1	いわき市内の従業員数	税 率（年額）
50億円を超える法人	50人を超えるもの	3,000,000円
	50人以下のもの	410,000円
10億円を超え、50億円以下である法人	50人を超えるもの	1,750,000円
	50人以下のもの	410,000円
1億円を超え、10億円以下である法人	50人を超えるもの	400,000円
	50人以下のもの	160,000円
1,000万円を超え、1億円以下である法人	50人を超えるもの	150,000円
	50人以下のもの	130,000円
1,000万円以下の法人等	50人を超えるもの	120,000円
	50人以下のもの	50,000円
①公共法人及び公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものを除く） ②人格のない社団等で法人とみなされるもの ③一般社団法人及び一般財団法人 ④保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額または出資金の額を有しないもの	——	50,000円

※1 平成27年4月1日以後に開始する事業年度より、「資本金等の額」と「資本金及び資本準備金の合算額」を比較して、大きい方の金額を税率の判定基準として適用することになります。

②法人税割額の計算

課税標準は国税の法人税を用いて計算し、複数の市町村に事業所がある場合は、従業者数によりあん分します。

$$\text{法人税割額} = \text{法人税額（国税）} \times \frac{\text{市内の従業者数}}{\text{全従業者数}} \times \overset{\text{※2}}{\text{税率}} - \overset{\text{※3}}{\text{税額控除}}$$

※2 税率

資本金等の額	平成26年9月30日以前に開始する事業年度の税率	平成26年10月1日以後に開始する事業年度の税率	令和元年10月1日以後に開始する事業年度の税率
1億円未満の法人	13.7%	11.1%	7.4%
1億円以上の法人	14.7%	12.1%	8.4%

※3 税額控除

法人税から控除しきれなかった外国税額などを差し引きます。

◆申告と納付

法人市民税は、事業年度終了後一定期間内に、法人が自ら税額を計算して申告し、その税額を納付します。（申告納付）

申告区分		納 付 税 額	申告及び納付期限
中間申告	予定申告	均等割額（年税）の2分の1と、前事業年度の法人税割額の2分の1との合計額	事業年度開始の日以後6か月を経過した日から2か月以内
	中間申告 仮決算による	均等割額（年税）の2分の1と、その事業年度開始の日以後6か月の期間を1事業年度とみなし、仮決算により計算した法人税額を、課税標準額として計算した法人税割額との合計額	
確定申告		均等割額と法人税割額との合計額 ただし、中間申告により納付した税額がある場合は、その税額を差し引いた額	原則として事業年度終了の日の翌日から2か月以内

- ・事業年度が6か月以下の法人及び、前事業年度の法人税額を基礎とした法人税割額の中間納付額が10万円以下の法人については、中間申告をする必要はありません。
（上記の表の中間申告の納付税額は、事業年度を12か月として計算しています）
- ・均等割のみが課税される公共法人の一部及び公益法人の一部は、毎年4月30日までに均等割額を申告納付します。